

東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金交付要綱

令和 4 年 2 月 8 日
3 生都地第 2744 号決定
令和 5 年 2 月 15 日一部改正
4 生 都 地 第 1 8 3 2 号

(交付の目的)

第 1 条 この要綱は、東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施要綱(令和 4 年 2 月 8 日付 3 生都地第 2743 号。以下「実施要綱」という。)及び文化芸術振興費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)交付要綱(平成 31 年 3 月 11 日付文化庁長官決定。以下「国要綱」という。)第 5 条及び第 21 条に基づき、東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付の対象となる者)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、実施要綱第 3 に基づき、次の各号とする。

(1) 区市町村

(2) 区市町村と連携して多文化共生を推進している団体(以下「多文化共生団体」という。)で、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するもの

(交付の対象となる事業及び補助金の額)

第 3 条 知事は、実施要綱第 4 に基づく補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算定された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(間接補助金)

第 4 条 補助事業者は、多文化共生を推進している団体で、代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに補助事業の全部又は一部を実施

させる場合においては、その事業の全部を補助事業とし、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき交付される給付金を「間接補助金」といい、間接補助金交付の対象となる事業を「間接補助事業」、また、間接補助金交付の対象となる者を「間接補助事業者」という。

（申請の手続）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（申請の撤回）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に交付申請撤回届（様式3）により、申請の撤回をすることができる。

（経費の効率的使用等）

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式4-1)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の変更は、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。なお、交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式4-2)を補助事業者に送付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、前条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合は、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第4号までに掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(事業遅延の届出)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届（様式 6）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の中止・廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から 30 日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の 3 月 3 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式 7）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式 8）により補助事業者に通知するものとする。なお、収入額が支出額を上回り余剰が生じた場合は、補助額を減額して額を確定する。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還については、第 11 条第 4 項の規定を準用する。

(補助金の交付等)

第 15 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(状況報告及び調査)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書（様式 9）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式 10）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第 11 条第 4 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 20 条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 条から第 19 条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(交付決定前経費の執行)

第 21 条 補助事業には、ウクライナ避難民等への地域日本語教育を支援するため、令和 5 年 4 月 1 日以降で交付決定前の経費を含むことができる。

(他の規程との関係等)

第 22 条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、国要綱の定めるところによる。

また、知事が特に必要と認める場合は、新たに条件を付することができる。

別表

補助対象経費	補助金の額
人件費、諸謝金、旅費、交通費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、補助金、その他都が必要と認める経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。 ただし、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語教育を身に付けることを目的として、「日本語教育の参照枠」（文化審議会国語分科会、令和 3 年 10 月）に基づく「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの開発・提供を行うための事業については、域内の日本語教育の質の維持向上に寄与すると認められ、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。この場合の補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。

※補助金の額はその内容を審査の上、知事が決定する。

※各地域の実情に応じて必要な経費を適切に積算すること。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。ただし、第 21 条及び別表に係る改正については、令和 5 年度に係る補助事業から適用するものとする。